

奈良県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び橿原市総合政策部地域創造課において縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

奈良県知事 荒井 正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
変更前 大和都市計画道路 三・四・八〇九号 繩手見瀬線	橿原市繩手町、四分町、城殿町、石川町、五条野町、田中町、大輕町及び見瀬町
変更後 全線廃止	